

ジェネリック（後発）医薬品差額通知を実施します

当組合では、医療費の更なる適正化を図る観点から、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の方へのジェネリック（後発）医薬品差額通知の送付を行っております。

1 実施の背景

当組合においては、組合員等の医療給付費が増加し、短期掛金率の引上げが続いており、医療費の更なる適正化が急務です。

また、厚生労働省から平成25年4月5日付けで「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が示され、医療保険者の取組として「差額通知事業の推進」が求められています。

2 実施内容

- ① 調剤レセプトの内容点検を行い、その結果、ジェネリック（後発）医薬品に切り替えることにより自己負担額の削減を図ることが見込まれる組合員等の方のうち、特に自己負担額の削減が大きくなる方について、「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を送付させていただきます。
- ② 通知が届いた方におかれましては、通知の記載内容をご確認いただき、ジェネリック（後発）医薬品の利用をご検討くださいますようお願いいたします。

3 実施時期

平成26年7月下旬以降

4 実際の流れ

